九四番六地先まで

千葉県告示第四百六十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第四項の規定により、同条第三項の規定により除却した工作物を次のとおり保管した。

なお、当該工作物の保管に要した費用は、同条第九項の規定により、その返還を受けるべき所有者等その他同条第一項の規定により当該工作物の除却を命ずべき者の負担とする。

平成二十九年六月十六日

千葉県知事　鈴木　栄治

一　工作物の名称又は種類、形状及び数量

整理番号一　釣台　一基
整理番号二　釣台　一基
整理番号三　畑柵等　一式
整理番号四　釣台　一基
整理番号五　釣台　一基
整理番号六　釣台　一基
整理番号七　釣台　一基
整理番号八　畑柵及び小屋内容物等　一式
整理番号九　門扉等　一式
整理番号十　釣台　一基

二　工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

1　工作物の放置されていた場所

千葉市花見川区畑町地先の一級河川利根川水系印旛放水路の河川区域内

2　当該工作物を除却した日時

整理番号一　平成二十九年三月八日午前十一時二十五分
整理番号二　平成二十九年三月八日午前十一時十五分
整理番号三　平成二十九年三月七日午後四時
整理番号四　平成二十九年三月八日午前十一時
整理番号五　平成二十九年三月八日午前十時五十五分
整理番号六　平成二十九年三月八日午前十時三十五分
整理番号七　平成二十九年三月八日午前十時二十五分
整理番号八　平成二十九年三月七日午後四時
整理番号九　平成二十九年三月九日午後四時
整理番号十　平成二十九年三月九日午後三時十五分

三　工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

平成二十九年四月十九日午前九時

千葉市花見川区畑町地先　千葉土木事務所仮置場

四　その他

工作物の返還を受けようとする者は、氏名及び住所を証するため必要な書類並びに印鑑を持参の上、千葉土木事務所まで来所すること。

公告

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、安房郡丸山町加茂土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

平成二十九年六月十六日

千葉県知事　鈴木　栄治

就任理事

南房総市加茂一、二一六番地　亀田　己幸

監査委員公告

監査結果の公表

平成二十九年一月一日から同年四月三十日までに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第七項の規定により監査した結果を別冊のとおり公表する。

平成二十九年六月十六日

千葉県監査委員　千坂　正志
千葉県監査委員　藤代　政夫
千葉県監査委員　山中　操
千葉県監査委員　横堀　喜一郎

行政監査結果の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定により監査した結果を別冊のとおり公表する。

平成二十九年六月十六日

千葉県監査委員　千坂　正志
千葉県監査委員　藤代　政夫
千葉県監査委員　山中　操
千葉県監査委員　横堀　喜一郎

特定調達公告